(三)　登録講習機関は、無人航空機講習事務の開始前に、無人航空機講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第一三二条の七四関係）

(四)　登録講習機関は、財務諸表等を作成し、事務所に備えて置くとともに、閲覧に供しなければならないこととした。（第一三二条の七六関係）

(五)　国土交通大臣は、無人航空機講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきこと等を命ずることができることとした。（第一三二条の七八関係）

(六)　国土交通大臣は、登録講習機関が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて無人航空機講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第一三二条の七九関係）

8　登録更新講習機関

(一)　無人航空機更新講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとした。（第一三二条の八二関係）

(二)　(一)の登録、無人航空機更新講習及び登録更新講習機関に関する事務については、登録講習機関の規定を準用することとした。（第一三二条の八三関係）

9　無人航空機の飛行に係る規制の見直し

(一)　何人も、次に掲げる空域においては、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置（無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）でなければ、無人航空機を飛行させてはならないこととした。（第一三二条の八五第一項関係）

(1)　無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域

(2)　(1)に掲げる空域以外の空域であって、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

(二)　何人も、(一)(1)の空域又は(一)(2)の空域（立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させる場合又は立入管理措置を講じた上で国土交通省令で定める総重量を超える無人航空機を飛行させる場合に限る。）においては、(一)の場合に該当し、かつ、国土交通大臣がその運航の管理が適切に行われるものと認めて許可した場合でなければ、無人航空機を飛行させてはならないこととした。（第一三二条の八五第二項関係）

(三)　(一)の場合において、立入管理措置を講じた上で(一)(2)の空域において無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならないこととした。（第一三二条の八五第三項関係）

(四)　(一)から(三)までは、次のいずれかに該当する場合には、適用しないこととした。（第一三二条の八五第四項関係）

(1)　係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行を行う場合

(2)　(1)のほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

(五)　無人航空機を飛行させる者は、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置を講ずることなく無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）を除き、次に掲げる方法により、これを飛行させなければならないこととした。（第一三二条の八六第二項関係）

(1)　日出から日没までの間において飛行させること。

(2)　当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

(3)　当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保って飛行させること。

(4)　祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

(5)　当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

(6)　地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(六)　(五)の場合において、(五)(1)から(6)までに掲げる方法のいずれか（立入管理措置を講じた上で無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる場合にあっては、(五)(4)から(6)までに掲げる方法のいずれか）によらずに無人航空機を飛行させる者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その運航の管理が適切に行われることについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させなければならないこととした。（第一三二条の八六第三項関係）

(七)　(五)の場合において、立入管理措置を講じた上で(五)(1)から(3)までに掲げる方法のいずれかによらず無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならないこととした。（第一三二条の八六第四項関係）

(八)　(五)から(七)までは、次のいずれかに該当する場合には、適用しないこととした。（第一三二条の八六第五項関係）

(1)　係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行を行う場合

(2)　(1)のほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、(五)(1)から(6)までの方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

(九)　無人航空機を飛行させる者は、(一)(1)若しくは(2)に掲げる空域における飛行又は(五)(1)から(6)までに掲げる方法のいずれかによらない飛行（以下「特定飛行」という。）を行う場合（立入管理措置を講ずることなく飛行を行う場合を除く。）において、当該特定飛行中の無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならないこととした。（第一三二条の八七関係）

(一〇)　無人航空機を飛行させる者は、特定飛行を行う場合には、あらかじめ、当該特定飛行の日時、経路その他国土交通省令で定める事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報しなければならないこととするとともに、国土交通大臣の指示に従うほか、飛行計画に従って特定飛行を行わなければならないこととした。（第一三二条の八八関係）

(二)　無人航空機を飛行させる者は、特定飛行を行う場合には、飛行日誌を備えなければならないこととした。（第一三二条の八九関係）